

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

創刊号 令和2年8月28日発行

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度の利用を図るため、「盛岡広域成年後見センター（中核機関）」が令和2年4月20日(月)からスタートしました。

盛岡広域成年後見センターの業務を進めるに当たって

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか
理事長 石橋 乙秀

私達は、盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の5市町から委託を受け、本年4月に盛岡広域成年後見センター(以下「広域センター」と言います。)を設置し、業務を開始しました。私達の組織は、従来から活動してきた法人後見部門と広域センター部門とになりました。私達は、知的障がい者の方々の法人後見を行い、10年以上に渡る活動の中でさまざまな経験やノウハウを蓄積してきました。併せて、市民後見人の養成にも関わってきました。

本年は、成年後見制度利用促進法による推進期間の第4年次であり、高齢化社会が益々進行している中で中核機関の設置が喫緊の課題と認識していました。

私達としては、大きな決断をし、広域センターの業務を受託しました。私達は微力ではありますが、成年後見制度の普及と充実に努めていきたいと思っております。そして利用しやすく、利用してよかったと実感できるように制度を運用していくことが何よりも大切だと思っています。

ノウハウや情報も大切ですが、私達は「ハート」をもって業務に当たっていききたいと思っています。

3名の常勤職員と15名のスタッフが力を合わせて頑張っていきたいと思っています。広域センターが円滑にスピーディに活動するためにはさまざまな機関との協働が必須です。

関係機関の皆様方のご協力を宜しくお願い致します。

窓口訪問を行いました。

5月から6月にかけて5市町をはじめ、地域の相談窓口となっている各機関をお訪ねしました。

当センターの役割等をお伝えするとともに直接、意見交換等をさせていただき、大変有意義な時間を持つことができました。新型コロナウイルス感染拡大防止等への対応を含め、何かとご多用の中、ご対応いただいた各機関の皆様方に改めて御礼申し上げます。

次の機関をお訪ねしました (敬称略)

盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、盛岡市社会福祉協議会、滝沢市社会福祉協議会、雫石町社会福祉協議会、紫波町社会福祉協議会、矢巾町社会福祉協議会、岩手弁護士会、法テラス岩手(日本司法支援センター岩手地方事務所)、岩手県銀行協会、岩手県行政書士会、岩手県社会福祉士会、盛岡駅西口地域包括支援センター、仁王・上田地域包括支援センター、浅岸和敬荘地域包括支援センター、松園・緑が丘地域包括支援センター、五月園地域包括支援センター、青山和敬荘地域包括支援センター、みたけ・北厨川地域包括支援センター、イーハトーブ地域包括支援センター、地域包括支援センター川久保、飯岡・永井地域包括支援センター、玉山地域包括支援センター、矢巾町地域包括支援センター、盛岡市基幹相談支援センター(My 夢)、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、岩手県社会福祉協議会、岩手県手をつなぐ育成会、岩手西北医師会

※皆様ありがとうございました。

Q 「中核機関」とは、何ですか？ どんなことに取り組むのですか？

A 成年後見制度の利用促進を図るための「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）において、「全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各市町村には、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」が求められました。中核機関とは、このネットワークづくりの中核となる機関のことを言います。

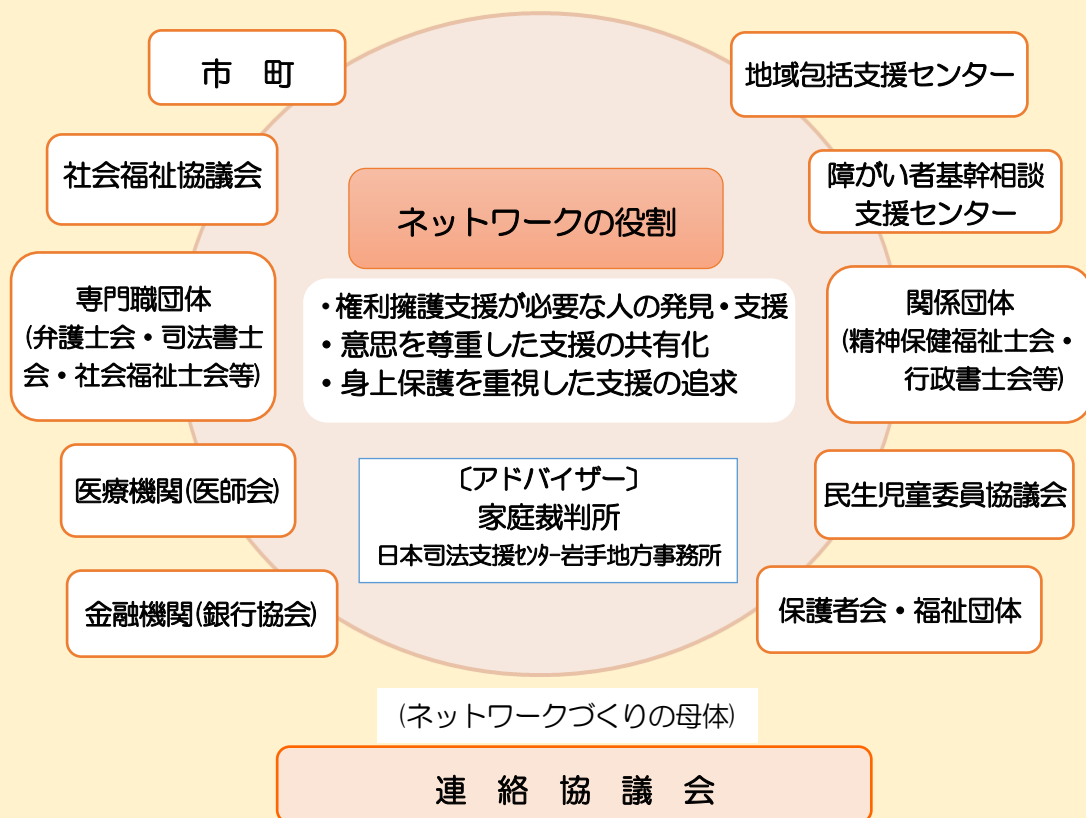
この地域連携ネットワーク及び中核機関には、次の4つの機能が求められています。

- ① 広報
- ② 相談
- ③ 制度利用促進（受任者調整〔マッチング〕、担い手の育成・活動の促進）
- ④ 後見人支援

盛岡広域成年後見センターは、成年後見制度を利用する方が「利用しやすく」「利用してよかった」と実感してもらえるよう、このネットワークを構成する機関・団体と連携して、①権利擁護支援が必要な人の発見・支援、②本人意思の尊重、③身上保護の重視を重点に制度の運用を進めていきます。

盛岡広域成年後見センターでは、上記の中核機関の役割を踏まえ、5市町をはじめ、関係機関の皆様と連携し、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

～地域連携ネットワークのイメージ～



地域連携ネットワークがめざすもの ～一人ひとりの暮らしや生きがいが守られるように～

- ・ 地域の中で困りごとを抱えたまま暮らしている方やご家族を早い段階からサポート
- ・ 福祉関係者のみならず司法等の専門職の助言を得てよりよい解決策を見出す
- ・ 成年後見制度の利用を含め必要なサービスにスムーズにつなげる
- ・ 制度やサービスの利用後も身近な地域の関係者が見守りを継続

～データからみる盛岡広域における成年後見制度の利用状況～

1 人口、高齢者数(令和元年10月1日現在)

市町名	人口(人)	65歳以上(人)	高齢化率(%)
盛岡市	292,554	79,336	27.5
滝沢市	55,746	13,691	24.7
雫石町	15,998	6,046	37.8
紫波町	31,969	9,854	31.3
矢巾町	27,998	7,317	26.2
計	424,265	116,244	27.4



岩手県の高齢化の平均は33.1%

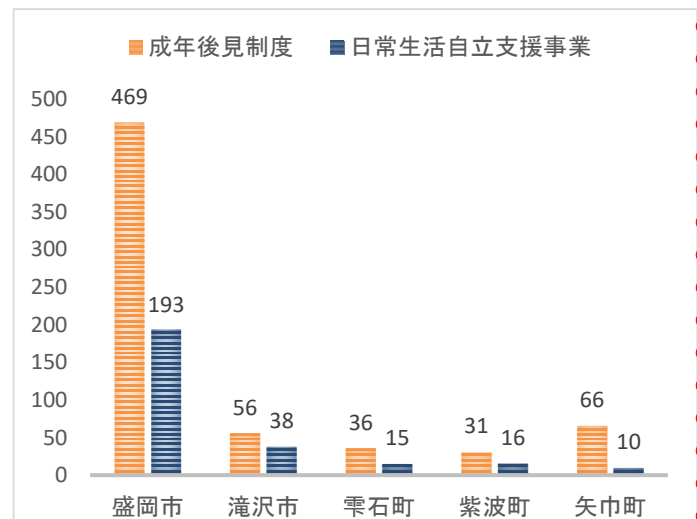
2 認知症高齢者数、手帳(療育・精神)所持者数(平成31年3月31日現在)

市町	65歳以上の高齢者の介護認定のうちII a以上	療育手帳の所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	合計
盛岡市	9,300	2,288	2,804	14,392
滝沢市	1,414	367	486	2,267
雫石町	626	138	141	905
紫波町	1,388	271	276	1,935
矢巾町	779	235	158	1,172
5市町計	13,507	3,299	3,865	20,671

制度の対象者が約2万人と見込まれる

3 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用者数

	成年後見制度	日常生活自立支援事業	計
	(R元.12.31現在)	(R2.3.31現在)	
盛岡市	469	193	662
滝沢市	56	38	94
雫石町	36	15	51
紫波町	31	16	47
矢巾町	66	10	76
計	658	272	930



4 後見人の担い手(専門職の選任状況～監督人を含む～)

市町名	後見	保佐	補助	任意	計	専門職が担っている割合(%)
盛岡市	236	54	12	4	306	65.2
滝沢市	20	12			32	57.1
雫石町	21	9	1		31	86.1
紫波町	14				14	45.2
矢巾町	23		1		24	36.4
5市町計	314	75	14	4	407	61.8

6割が専門職後見人

5 市民後見人が3人選任され、司法書士、弁護士との「複数後見」となっています。

お知らせ

盛岡地域市民後見人養成講座を開講します！

成年後見制度の担い手として期待が寄せられている市民後見人の養成講座を今年度も開講します。座学のほか施設へ出向いての実習等も組み合わせ、成年後見に関する知識・技術・社会規範・倫理性について学びます。市民後見人の活動や地域貢献に関心のある方の受講をお待ちしております。

日時：令和2年9月24日(木)～令和2年11月26日(木)
毎週木曜日 10:00～16:30 (予定) 全9回 (50時間)

会場：プラザおでって (中ノ橋通一丁目1-10) ほか

定員：30人程度 (定員を超えた場合は抽選)

対象：盛岡地域8市町 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町) 在住または在学・在勤の方

原則としてすべての科目を受講できる方 (全50単位中44単位以上の取得で修了認定、1単位=1時間)

申込方法：申込書に必要事項を記入の上、盛岡広域成年後見センターあてファクスまたは、郵送、持参により申込んでください。申込締切は、令和2年9月3日(木)必着

※申込書は、盛岡広域成年後見センターのホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.koukennet.org>



成年後見制度の相談を行っています。

- ・制度を利用したいので内容を詳しく知りたい
- ・申立てをしたいがどのように進めていけばよいか
- ・親族後見人になったが事務処理に不安がある など

- 相談方法 ① 電話相談
② 来所相談 (具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。)
③ 出前相談 (来所が難しい場合は、施設等へ出向くとも可能です。)

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで
※来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前に連絡をお願いします。

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。



盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

(岩手教育会館2階)

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

地図



アクセス

- 1 盛岡城跡公園バス停
- 2 菜園川徳前バス停
- 3 映画館通バス停
- 4 中央通一丁目バス停 (岩銀本店前)

事務所までの最寄りのバス停

